

さ  
ぎ

# それ、詐欺かもしません！

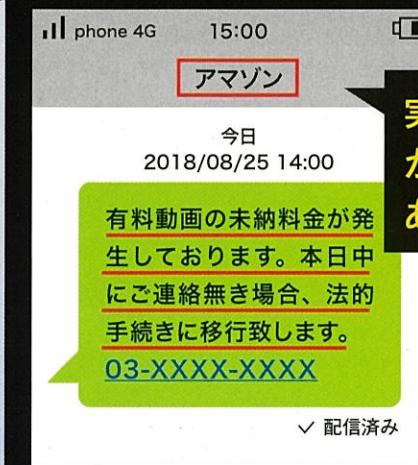
## メール

ショートメッセージサービス  
(SMS)による

## 架空請求



詐欺！



実在の事業者を  
かたる場合が  
あります。

メールやハガキに  
記載の電話番号に

連絡を  
する前に！

支払を  
する前に！

(例) アマゾン  
ヤフーサポートセンター  
DMM 相談窓口 など

※実在する企業とは無関係です。

## ハガキ

による

## 架空請求



詐欺！

### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますが、プライバシー保護のため、本件からご連絡する機関は、

### 公的機関に類似した差出人

※取り下げ最終期日 平成29年12月22日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関

取り下げ等のお問合せ窓口 03-

受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

(例) 法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

民間訴訟告知センター

国民訴訟お客様センター

全国紛争相談センター など

※いずれも国の組織として存在しないものです。

## まずはい 消費者ホットライン

局番  
なし

い や や  
188 で確認しよう！



消費者ホットライン 188  
イメージキャラクター「イヤヤン」

# 架空請求の手口の流れ(よくある例)

## 突然通知

メール

ハガキ

※ 電話すると



様々な名目で送りつける

メールやハガキに書かれた  
電話番号にかけないで!

覚えのない  
請求がきたら

188

第三者の電話番号に誘導



## 支払要求

着手金

示談金

供託金



「急がないと  
裁判になりますよ」

「後日返金されますよ」

※ 承諾すると

おかしいと  
思つたら

188

「弁護士に問い合わせてください  
番号は 03-XXXX-XXXX」

## 支払指示

プリペイドカード

「コンビニで  
カードを買って  
番号を教えてください」

¥50000



コンビニ端末

「端末から出てくる  
支払用紙を持って  
レジで支払ってください」

支払う前に 188

※ 一度支払ってしまうと

## さらなる支払要求

弁護士・裁判の相手と名のる者から、  
次々と電話がかかってきて、  
さらなる支払を要求されます。

被害高額化

「和解できない！ふざけるな」  
「自宅に行くぞ！  
家族に迷惑がかかるぞ」



「他にも未払がありました」

架空請求の手口は様々です！

もう一度  
支払う前に

188

消費者ホットライン

いやや

局番なし

188

架空請求以外でも、消費生活で

お困りのことがあれば、ご相談ください！

# 「訪問販売おことわり」ステッカーを 活用して消費者被害を未然に防ぎましょう！

高齢者をねらった訪問販売によるトラブルが増えてます！

高齢者に親切そうに近づいて、必要のない商品を次々と買わせたり、強引にリフォーム工事の契約をさせる悪質業者が増えています。このような被害を未然に防ぐために、「訪問販売おことわりステッカー」を玄関先に貼って、訪問販売や訪問買い取りに応じる意思がないことを事前に示しましょう。ステッカーを無視して訪問勧誘することは北海道消費生活条例違反で、悪質な訪問業者は行政処分の対象となります。



**条例違反**  
です！

(北海道消費生活条例 第十六条一項)

ステッカーを無視した訪問勧誘は



消費者の「いりません」の意思表示！

「訪問販売おことわり」ステッカーは、

玄関口、インターホンの  
近くなどに貼って、  
トラブルの未然防止にお役立てください！



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター（平日 午前10時～午後4時）

石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1階 ☎0133-75-2282

※土日・祝日の電話相談は、消費者ホットライン **188** (いやや! 泣き寝入り) へ

# 高齢者がねらわれています!!

高齢者をねらって「無料点検に回っています」「近所で作業したついでに格安で清掃します」などと言って家に上がりこみ、「このままだと危険」「今すぐ工事が必要」などと不安をあおって必要なない住宅リフォーム工事の契約を強引に結ばせる悪質な事例が多発しています。

## 被害にあわないためのアドバイス

### 無料点検

と言われても、すぐに  
玄関を開けない。

ピンポ～ン♪  
無料点検で～す

### 工事の契約は

一人でしない、  
すぐにはしない。



契約は後日！  
他社でも見積りを  
とってみよう。

### 業者の説明を

うのみにせず、  
家族や身近な人に  
相談をする。



家族に相談してみます

### 契約してしまっても

あきらめないで、  
クーリング・オフ※  
を利用する。

やっぱりやめたい！  
クーリング・オフ  
しよう！



クーリング・オフは書面(ハガキ)で!!

※訪問販売の場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば無条件で契約を解除することができます。

また、契約書をもらっていないかったり、契約書の内容に不備があるときは、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能です。

クーリング・オフ期間を過ぎても契約を解除できる場合があります。「こまったな」と思ったら、できるだけ早くご相談ください。

## 介護ヘルパー・民生委員・ご近所の方へ

- 見慣れない人の出入りや、リフォーム工事の形跡があつたら  
気をつけてあげてください。
- 周囲の方々からの消費生活センターへの相談をきっかけに  
問題が解決することもあります。
- 気になることがあれば、消費生活センターへご相談ください。



石狩市消費生活センター☎0133-75-2282